

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、各警察署交通課、各庁舎免許係へ申請した場合は15日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係、警察署交通課、分庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：同上（電話076-238-5901内線312）
備 考：